

保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画などの改定を進めています

- 重点推進プランと政策の体系
- 障害者計画・障害福祉計画(案)
- 第4期介護保険事業計画(案)

すぎなみ

歩きながら、元気が文化が、すぎなみ生まれる街。

暮らしのちょっとしたお問い合わせは
☎#8800または☎3372-8800
区役所いつでも電話サービス

発行/杉並区
編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 ☎3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

子どもから高齢者まですべての人が安心して健やかに生活できる
「健康都市杉並」の実現のために

保健福祉計画・介護保険事業計画・ 障害者計画などの改定を進めています

保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画などの改定案の主な内容をお知らせし、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続により、皆さんのご意見を伺います。——問い合わせは、各記事の問い合わせ先へ。



▲未来ある子どもたちが安心して健やかに生活できるように
(区立保育園の園児たち)

(21~25年度)

杉並区保健福祉計画(案)

保健福祉計画は、区の保健福祉分野の指針であり、総合計画として策定するものです。今後、計画に掲げた目標達成に向けて、施策や事業において具体化を図ってまいります。計画期間は、21~25年度の五年間です。

問い合わせは、保健福祉部管理課へ。

計画改定までの 取り組みは

区では、子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できるように、各分野ごとに次のような取り組みを推進してきました。

◇子ども家庭分野

保育需要の増加を踏まえた保育定員の拡充を図るとともに、「ひととき保育」の設置など多様な保育需要に柔軟に対応してきました。17年度に「子ども・子育て行動計画」を策定し、「子育て応援券事業」や「子育て

メッセ」などを通じて子育てのしやすい環境整備に努めてきました。

◇健康分野

健康づくり対策として区民健康診査・がん検診などを積極的に進めながら、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的に「杉並ウエストサイズ物語」事業を推進してきました。また、「杉並区医療安全相談窓口」の開設や自殺予防にも力を入れて取り組むなど、だれもが安心して健康で暮らせる施策の拡充に努めてきました。

◇高齢者福祉分野

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームといった入所型介護施設の整備を進める一方、工夫を凝らした認知症予防事業や介護予防事業を展開してきました。また、敬老会館を高齢者の地域の活動拠点となるゆうゆう館に変更し、NPOなどの協働事業を推進するなど、「生涯現役」社会の実現に努めてきました。

◇障害者福祉分野

民間障害者施設が障害者自立支援法に基づく新事業体系に円滑に移行できるように支援策を講じたほか、特

〈これまでの主な取り組み成果〉

項目	12年度	19年度
保育施設受入可能数	4829	5461
学童クラブ登録者数	2022	2968
区民健康診査受診者数	7万3948	9万7480
休日等夜間急病診療事業受診者数	7392	1万1978
特別養護老人ホーム定員数	830	1177
認知症高齢者グループホーム定員数	0	151
障害者グループホーム定員数	35	138

例子会社誘致事業による喫茶店の開店など、障害者の就労支援策の充実に努めてきました。

◇地域福祉分野

加齢や障害による外出困難者の利便性向上のため、「杉並区移動サービス情報センター」を開設したほか、災害時要援護者支援における制度の刷新を図り、地域で安心して暮らせる施策の推進に努めてきました。

計画改定の趣旨は

区では、18年3月に、18~22年度の五年間を計画期間とする「杉並区保健福祉計画」を策定しました。この間、本格的な人口減少社会の到来や所得格差の問題、少子高齢化の急激な進行などの社会環境の変化により、区民の生活様式が一層多様化している中で、住み慣れた地域で安心して暮らすことへの区民の願いは、一層強くなっています。

基本理念は

この計画は、杉並区21世紀ビジョン(杉並区基本構想)に基づき、次に掲げる基本理念のもとに策定します。

(1)人間性の尊重

介護や援護を含む日常生活のあらゆる場面における、個人の尊厳と人間性の尊重を何よりも優先します。

(2)自立の促進

すべての区民に対して、自己実現への支援を行い、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

(3)予防の重視

すべての区民が、安心して健やかに暮らせるよう、「予防」の取り組みを重視し、生活の質の向上に努めます。

2.3面に重点推進プランなどを掲載しています。

保健福祉計画の「重点推進プラン」と政策の体系

保健福祉計画において、優先性・緊急性の高い課題について、「重点推進プラン」として、重点的・戦略的に取り組みを進めます。

最重点プラン

(1)「生涯現役」で活躍できる地域社会づくりを目指します

高齢になっても、区民がその持てる力を発揮し、いきいきと元気に活躍できる「生涯現役」の地域社会づくりを目指します。そのためには、仕事に意欲をもつ方の就業を応援するとともに、地域の中で気軽に参加できる社会貢献活動やいきがい活動の場と機会の充実に努めます。



▲いきいき元気に生涯現役を目指して、さまざまな事業を行っています

(2)高齢者の在宅生活支援を一層強化するとともに介護保険施設の整備を進めます

高齢化の一層の進行、ひとり暮らしや高齢者のみで暮らす世帯の増加を踏まえ、高齢者の在宅生活支援の充実・強化に努めます。また、在宅生活が困難になった方たちのため、特別養護老人ホームなどの入所介護施設の整備にも、引き続き計画的に取り組めます。

(3)地域医療体制の一層の充実を図ります

杉並区独自の救命救急体制を構築するため、心疾患などの主要な救命救急ニーズに概ね区内で対応可能な体制の整備、小児の夜間急病ニーズに対応可能な体制の整備、区民などの参加による初期救急対応力の向上を図ります。

重点プラン

(1)すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりを進めます

核家族や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安や孤立感を抱えている保護者が増えるなか、すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

(2)待機児を解消し、保育ニーズの多様化に向けたサービスを拡充します

今後の就学前人口や保育需要の推移を考慮しながら、保育所定員の見直しや幼稚園などの活用による待機児童解消策を推進していきます。

(3)総合的な生活習慣病の予防対策を推進します

区民一人ひとりが、適正な運動習慣やバランスの取れた食生活を身につけ、また禁煙などの健康的な生活習慣を獲得するための施策を「杉並ウエストサイズ物語」と名付けて推進していきます。

(4)障害者が自立した地域生活するための支援体制を推進します

障害者が、障害の程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、自己選択・自己決定に基づく個々のニーズに応じた支援体制を推進していきます。

(5)障害者の雇用の場の拡大と就労支援を促進します

障害者がその能力や個性を最大限に発揮して、もっと働ける地域社会をつくることを推進していきます。

(6)災害時要援護者支援の拡充・強化を図ります

高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を、地域の関係者による協力・連携体制を柱として、多角的に支援するための施策を推進していきます。

区は、基本理念と以下の体系に基づき、主要課題の解決に向けて政策を推進していきます

I. 未来を拓く子どもたちが育つまちをつくる

- (1)すべての家庭が安心して子育てができるために
 - ①親子の健康を守る支援の充実
 - ②子育てを支える地域サービスの充実
 - ③保育サービスの充実
 - ④ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ⑤子育てセーフティネットの堅固な構築
- (2)子どもの健やかな成長を育み自立を促すために
 - ①健やかな心身の発達の支援
 - ②障害のある子どもへの発達支援の充実
 - ③子どもの居場所づくりの推進
 - ④青少年が健全に育つ社会づくり
- (3)安心して子どもを生み育てられる地域をつくるために
 - ①支えあう地域の仕組みづくりの推進
 - ②地域の子育て応援者の育成と親育ちの支援

II. だれもが安心して健康で暮らせるまちをつくる

- (1)健康な暮らしを支えるために
 - ①健康なまちづくりの推進②総合的な生活習慣病予防対策
 - ③心の健康づくり④自殺対策の推進
 - ⑤難病・アレルギー対策
- (2)暮らしの安全・安心を確保するために
 - ①危機管理体制の整備
 - ②食品・環境衛生・医薬品等の安全確保
 - ③感染症対策の充実④動物と共生できる地域社会づくり
- (3)安心して医療を受けられるために
 - ①救急医療体制の充実②地域医療の充実
 - ③地域歯科医療の充実

III. 高齢者が元気で安心して暮らすことのできるまちをつくる

- (1)高齢者がいきがいを持って活躍するために
 - ①高齢者の社会参加と交流の拡大②介護予防の推進
- (2)地域の中で共に支えあい、自立した生活を送るために
 - ①総合相談・支援体制の充実②日常生活支援サービスの充実③ひとり暮らし高齢者等の支援
 - ④高齢者の認知症対策の推進⑤高齢者虐待対策の推進⑥高齢者の多様な住まいの確保
- (3)医療や介護が必要になっても安心して暮らすために
 - ①介護保険サービスの基盤整備②介護保険サービスの質の向上
 - ③高齢者在宅医療支援体制の整備④介護者・家族への支援

IV. 障害のある人が自分らしく生きることのできるまちをつくる

- (1)自立生活を支えるために
 - ①相談援助体制の充実②日常生活への支援③入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進
- (2)暮らしの場と安心の確保のために
 - ①住まいの場の確保支援②援助のある安心な生活の場の確保③安全安心な地域生活の確保
- (3)社会参加を応援するために
 - ①雇用の場の拡大・就労支援の促進②日中活動の場の再編整備③社会参加の促進

V. 支えあい共に生きるまちをつくる

- (1)だれもが社会参加し、交流できるように
 - ①ユニバーサルデザインの推進②福祉交通システムの充実
- (2)一人ひとりの人権と生活の保障のために
 - ①権利擁護の仕組みの充実②生活困窮者等への支援③虐待・暴力対策の充実
 - ④災害時要援護者支援対策の充実強化
- (3)区民と共に健康都市を発展させるために
 - ①区民の参画と協働の推進②保健福祉サービスの質の向上

保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画などに、ご意見をお寄せください



①ハガキ、封書または閲覧場所にある意見用紙に書いて、郵送またはファクスで、11月30日(必着)までに保健福祉部管理課または高齢者施策課 FAX 3312-2197へ。

②ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者の氏名も書いてください。

③区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。

開設期間= 11月1日(土)~11月30日(日)

【閲覧場所】保健福祉部管理課(区役所東棟3階)、高齢者施策課(西棟2階)、介護保険課(東棟3階)、区政資料室(西棟2階)、区政相談課(東棟1階)。区民意見提出期間中の土・日曜日のみ、保健センター、杉並福祉事務所(狹窪・高円寺・高井戸)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

だれもが自分らしく生きることをめざって 障害者計画・障害者計画(案)ができました

障害者基礎調査の結果による生活実態や障害福祉サービスの利用実態と今後の利用意向、また障害福祉サービスの利用実績などをもとにして、障害者計画・第2期障害福祉計画(案)を策定しました。

—— 問い合わせは、障害者施策課へ。

見をお寄せください(3面下参照)。

また、計画案の説明会を下記のとおり行いますので、ぜひご参加ください。

障害のある方が地域で生活をしたいには、また、さまざまな制約があります。こうした制約をなくしていくためには、地域の皆さんの力をはじめ、事業者や関係者などの連携が不可欠です。「だれもが自分らしく生きる」

この「できるまち」の実現に向けて、皆さんのご理解と協力をお願いします。

時・場 ①11月6日(木)午後3時30分~5時30分 障害者福祉会館(高井戸4-10-15) ②11日(火)午前10時~正午 高円寺障害者交流館(高円寺南2-24-18) ③当日、直接会場へ(いずれの回も手話通訳がります)

◆自立生活を支えるために
◆暮らしの場と安心の確保のために
◆社会参加を応援するために

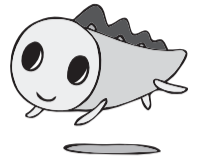
推進プラン1 障害のある子どもへの発達支援の充実	推進プラン6 援助のある安心な生活の場の確保
推進プラン2 相談支援体制の充実	推進プラン7 安全安心な地域生活の確保
推進プラン3 日常生活への支援	推進プラン8 雇用の場の拡大・就労支援の促進
推進プラン4 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進	推進プラン9 日中活動の場の再編整備
推進プラン5 住まいの場の確保支援	推進プラン10 社会参加の促進

【記号】 ☒ = Eメールアドレス ☒ = ホームページアドレス

21
23
年度

第4期介護保険事業計画(案)

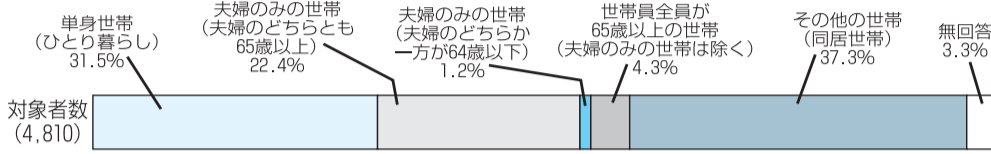
介護保険事業計画は、介護給付対象サービス量や介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。今回の計画(21~23年度)では、給付実績や人口推計などをもとに、区民や介護保険運営協議会などの意見を聴きながら、介護給付対象サービスなど見込み量の見直しを進めています。



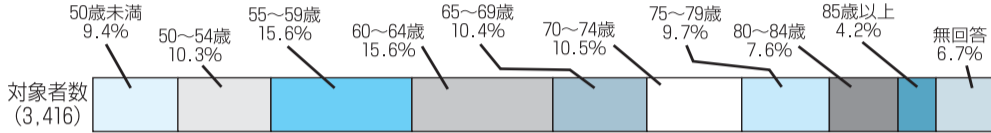
——問い合わせは、高齢者施策課へ。

〔「杉並区高齢者実態調査・介護保険に関する調査」より(平成20年3月発行)〕

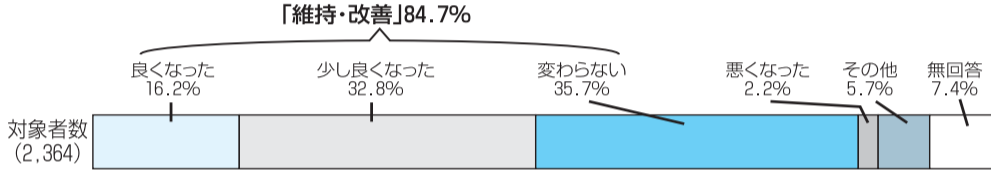
1. 世帯の状況(要介護等認定者)



2. 主な介護者の年齢



3. 介護予防サービス利用後の状態変化



〈表1 計画期間における人口推計など〉

区分(年度)	19(実績)	21	22	23
総人口(人)	53万5241	53万5527	53万8118	53万9662
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	16万7359	17万4923	17万8272	18万1438
第1号被保険者(65歳以上)	9万9459	10万3623	10万4549	10万5450
高齢化率(%)	18.6	19.3	19.4	19.5
要介護等認定者(人)	1万7734	1万8602	1万9200	1万9772
65歳以上人口比(%)	17.8	18.0	18.4	18.8
軽度者(要支援・要介護1)	7491	7806	8037	8251
中・重度者(要介護2~5)	1万243	1万796	1万1163	1万1521

*1.各年度10月1日の人数。2.要介護等認定者には第2号被保険者を含む。

高齢者の自立を支援します

区の介護保険事業の基本理念は、「高齢者の自立支援」です。「高齢者が尊厳を保持し、持てる能力を生かし、地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援すること」を基本にして介護保険事業を進めていきます。

第4期介護保険事業計画の重点的取り組み事項

① サービス事業者への適切な情報提供、相談援助などにより多様な事業主体の参入による

サービス提供量の確保に努めます

② 短期入所生活介護および認知症対応型共同生活介護等の施設を区有地の活用などで重点的に整備し、在宅生活を支える施設等の整備を行います。

在宅療養支援体制の充実に向けて、医師会等関係機関と相談窓口について検討します。

③ 在宅療養支援体制の充実に向けて、医師会等関係機関と相談窓口について検討します。

を目標に区民健康診査などの機会を通して特定高齢者把握に努めます

④ 介護予防の普及啓発としての情報誌の発行や講座・教室等により介護予防事業を進めます。

地域包括支援センター(ケア24)の機能強化

地域との連携や高齢者の実態把握などを実施するため、地域包括支援センター(ケア24)について個別的で適切な支援を行うことにより機能強化を図ります。

第4期計画の高齢者人口と要介護等認定者数

19年度の高齢化率(65歳以上の高齢者数/総人口)は18.6%ですが、23年度は19.5%と推計しており、区における高齢化は着実に進むことが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者は21年度には65歳以上の高齢者の半数(50.2%)を超えるものと推計されます。

地域支援事業の今後の取り組み

① 区民健康診査や介護予防普及啓発事業などで特定高齢者の把握に努め、運動機能の低下・閉じこもり予防などの介護予防プログラムを行い、心身機能の維持改善割合の向上を図ります。

と見込んでいます。居室予防サービス

要支援認定者の増加や利用者への普及推進などを考慮し、19年度二八〇三名から23年度三三三二名に増加するものと見込んでいます。

地域密着型サービス

区内の施設数、区の施設整備計画、過去の給付実績、要介護等認定者の増加なども考慮し推計します。

サービス量の見込みなど

区では、近年の人口動向を踏まえ、第4期計画期間中における高齢者人口、要介護等認定者数を表1のとおり見込んでいます。

施設・居住系サービス

区の施設整備計画、過去の給付実績を基に、19年度三九三名から、23年度四八二三名に増加するものと見込んでいます。

居室介護サービス

将来の要介護認定者や中・重度の要介護認定者の増加、在宅における介護者の支援の必要性の高まり等を考慮し、19年度六八四九名から、23年度八〇二二名に増加するものと見込んでいます。

〈区内地域包括支援センター(ケア24)〉

名称	住所	電話番号	名称	住所	電話番号	名称	住所	電話番号	名称	住所	電話番号
上井草	上井草3-33-10	3396-0024	清水	清水2-15-24	5303-5823	松ノ木	松ノ木3-3-4	3318-8530	高井戸	高井戸西1-12-1	3334-2495
下井草	下井草2-44-4	5303-5341	荻窪	荻窪5-20-1	3391-0888	高円寺	高円寺南4-27-10	5305-6151	浜田山	浜田山1-36-3	5357-4944
善福寺	西荻北3-41-14	5311-1024	南荻窪	南荻窪1-42-13	5336-3724	梅里	堀ノ内3-49-7	5929-1924	堀ノ内	堀ノ内1-6-6	5305-7328
上荻	上荻3-16-6	5303-6851	阿佐谷	阿佐谷北1-3-12	3339-1588	和田	和田1-40-15	3380-0024	永福	永福1-39-10	5355-5124
西荻	西荻南4-2-7	3333-4668	成田	成田西3-7-4	5307-3822	久我山	久我山3-47-16	5346-3348	方南	方南2-6-28	5929-2751

(発行日)毎月1日、11日、21日

